

被扶養者認定における収入要件の確認方法が変わります

「労働契約内容による被扶養者認定」について

(扶養手当が支給されていない被扶養者対象)

就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるために、労働契約段階で見込まれる収入（労働条件通知書や雇用契約書内に示されている賃金）を用いて収入要件の確認を行う取扱い（以下「労働契約内容による確認」という。）が令和8年4月から始まります。

収入要件の確認においては、原則、給与明細書（時間外労働に対する賃金等支給されたすべての賃金を含みます。）から年間収入見込額を算出し判断しますが、労働契約内容による確認では、労働条件通知書内に明確な規定がなく、労働契約段階では見込み時間外労働等に対する賃金は、年間収入見込額には含まず算出し、その額が収入基準額未満である場合は扶養認定が受けられます。また、認定後、結果として、時間外労働が発生し、収入基準額を超えた場合であっても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、当年度においては一時的な収入増とみなし、引き続き認定が受けられます。

《ご注意ください》

この取扱いが適用となるのは、収入が給与収入のみの方となり、給与収入以外に他の収入（年金収入・事業収入等）がある方は、この取扱いの適用は受けられません。

1 労働契約内容による確認を受ける場合の提出書類について

(1) 被扶養者の認定申告時

- 被扶養者申告書（認定） ○労働条件通知書（写）又は雇用契約書（写）等
- 扶養事実の申立書 ○給与収入のみである申立書

※労働契約内容による確認により認定を受ける場合は、「給与収入のみである」旨の申立てが必須となります。

(2) 被扶養者の資格調査時

- 労働条件通知書（写）又は雇用契約書（写）等 ○給与収入のみである申立書
- その他資格調査において提出が必要な書類（給与明細書や同意書等）

※源泉徴収票や複数月分の給与明細書の提出をお願いする場合があります。

収入要件の確認において、労働契約内容による確認を行うことは必須ではなく、従来の判定方法（給与明細書ひと月分から年間収入見込額を算出）による年間収入が基準額未満である場合は、従来通りの取扱いで問題ありません。

そのため、本組合では、給与収入がある方の収入要件の確認においては、従前どおり、原則、直近の給与明細書の提出を求め、給与明細書から年間収入額を見込むこととします。

労働契約内容による確認は任意のため、適用を受けるかどうかは、組合員及び被扶養者ご自身で判断していただき、適用を受けることを希望する場合は、上記書類を提出してください。

※給与明細書から見込んだ収入見込額が基準額未満である場合でも、労働契約内容による確認を受けることは可能です。

2 労働契約内容による確認における留意事項

- (1) 次の場合は、労働契約内容による確認の適用は受けられず、従前どおり直近の給与明細書から年間収入額を見込みます。
- ・労働契約内容の記載が、日給や時給の賃金のみで、労働時間や日数の記載がない場合
 - ・労働契約内容が、1年未満の短期間労働契約の場合
 - ・労働契約内容が確認できる書類がない場合
- (2) 労働契約内容による確認の適用を受けている場合は、労働契約の更新時や労働条件変更時には、変更後の内容に基づき被扶養者認定の確認が必要となるため、その都度、変更後の内容がわかる書類等の提出が必要となります。
- (3) 2か所以上で勤務している場合は、全ての事業所において労働契約内容から年間収入が見込める場合のみ、労働契約内容による確認の適用が受けられます。

3 労働契約内容による確認における認定継続の可否について

例年7月～8月にかけて実施している被扶養者の資格調査において、実際の収入額の確認を行います。時間外労働が発生し、収入基準額を超えた場合であっても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、当年度においては一時的な収入増とみなし、認定取消とはなりません。次年度以降の収入見込額算出時には、時間外労働等の実績額を年間収入の見込額に含め、認定継続の可否について判断します。

- (1) 収入基準額超過が次のような場合は、恒常的な収入増による収入超過と判断し、資格調査以降の認定は取消となります。
- ・時間外労働が恒常的に発生しており、今後も引き続き発生することが見込まれる場合
 - ・収入超過分が恒常的な手当等の支給によるものであった場合
- (2) 収入基準額超過が一時な収入増によるものであると判断された場合であっても、一時的な収入増による認定を連続2回受けた場合(注1)は、今後も恒常的に収入超過となることが想定されるため、資格調査以降の認定は原則、取消となります。

なお、取消日において、取消日以降の収入見込額が収入基準額未満であることにより継続認定を希望する場合は、継続認定の条件や手続き等についてご案内しますので、本組合又は所属所の共済組合事務担当課までお問い合わせください。

(注1)「連続2回」の考え方

本組合においては、被扶養者の収入確認を年1回、被扶養者の資格調査時に行っていますので、資格調査時に「労働条件通知書等」を2年連続提出した場合に「連続して2回」提出があったと考えます。

※資格調査において確認する前年度の収入額が、2年連続収入基準額を超えている場合が該当します。

- (3) 認定取消後の再認定について

お勤め先を退職した場合や労働契約内容に変更があった場合は、その時点から認定申告が可能となります。

認定取消となった日以降も同条件で引き続き就労している場合は、恒常的な収入超過が見込まれるため認定不可となりますが、取消日以降の毎月の収入額（実績）が3か月連続で基準額未満となった場合は、4か月目から認定申告が可能です。

4 その他

扶養手当支給対象者が、収入超過により扶養手当が支給されなくなる場合で、労働契約内容による確認の適用を受ける場合は、扶養手当が支給されなくなった時点で、項番1（1）の書類をご提出ください。

5 適用年月日

令和8年4月1日

※認定日が令和8年4月1日以降となる方が対象となります。

※令和8年3月31日時点で被扶養者として認定中の方については、令和8年4月以降の収入確認において労働契約内容による確認が受けられます。そのため、令和8年度の資格調査において、項番1（2）の書類の提出により、資格調査以降の収入見込額算出において労働契約内容による確認を受けることは可能ですが、前年の収入額の確認（令和7年中の収入額）においては、労働契約内容による確認の適用は受けられませんのでご注意ください。

《ご注意ください》

一時的な収入増による収入超過の場合に「労働契約内容による確認」又は「事業主の証明」どちらの制度の適用を受けるかは、組合員及び被扶養者ご自身で選択のうえ、必要書類を提出してください。

なお、2年連続一時的な収入増となった場合に、1回目は「労働契約内容による確認」を選択し、2回目は「事業主の証明」を選択することは可能ですが、一時な収入増による連続2回のカウントは、適用される制度ごとにカウントするのではなく、収入超過でカウントしますので、どちらの制度を選択しても、2年連続収入超過となった場合は、項番3（2）のとおり、原則、認定取消となります。